

学生対象 一時保育等の利用料補助のご案内

一橋大学では学生の出産・子育てと学業の両立を支援するため、学修・研究時間、または学会等の参加時に、一時保育・ベビーシッター等を利用する費用の一部を補助いたします。概要は以下のとおりです。皆様、是非ご活用ください。

利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 利用にあたり、事前に学内登録申込が必要（前年度からの継続者含む）。

※ 次頁「申込方法」参照のこと。

利用対象者

出産・子育てと学修・研究の両立のために支援を必要とする、以下の学生を対象とする。

- ① 本学の学部、大学院（修士課程・博士後期課程・専門職学位課程）に在籍する正規学生及び科目等履修生等で、配偶者が就労・就学中、または病気入院等であるもの
- ② 本学の学部、大学院（修士課程・博士後期課程・専門職学位課程）を休学中のもの（半年以内に復学を予定しているもの）で、配偶者が就労・就学中、または病気入院等であるもの
- ③ 配偶者が就業・就学中または病気入院等ではないもの等、上記に当てはまらない学生からの利用申込については、ダイバーシティ推進室で判断して決定する。

対象となる子ども

乳幼児及び小学校3年生までの児童。その他、健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）小学校6年生までの児童。

※ 上記「利用対象者③」のものからの利用申込については、原則として、小学校就学前の児童に限る。

対象となるサービス

- 対象となる子どもの一時保育
 - 通常保育場所の利用時間外（夜間・休日、病児・病後児保育）でのベビーシッターによる家庭内保育等
- ※ 対象者が学修または研究活動（TA、RA、学会参加等含む）時間内での利用に限る。オンライン参加時も利用可。
- ※ 通常保育場所利用料、家事代行等の附帯的な料金、入会金、年会費、キャンセル料等は、補助対象外である。

支援金額と利用限度

- 1日1回の利用につき、10,000円を補助する。ただし、利用料金が1日1回10,000円に満たない場合は、支払金額までを補助対象とする。
- 利用限度は子ども1人あたり、年度につき原則55,000円までとする。ただし、上記「利用対象者③」の場合、子ども1人あたり、年度につき原則30,000円までとする。
- 半期毎に、1日1回の支援金額、年度利用限度を見直す場合がある。

申込方法

- 登録申込書（別添資料1）及び誓約書（別添資料1-1）を記入し、母子手帳（表紙と出生届証明（両親と子どもの名前記載）ページ）の写し（母子手帳を所持していない場合は住民票（家族全員分記載））及び下記の必要書類とともにダイバーシティ推進室へ提出する。
- 前年度からの継続利用者も、令和7年度用登録申込書（別添資料1）及び誓約書（別添資料1-1）と配偶者の在職証明書等を提出すること。
- 学内で登録資格確認後、ダイバーシティ推進室から申込者へ連絡する。

【配偶者が就労・就学中の場合】

- 配偶者の在職証明書または在学証明書

【休学中に利用申込をする場合】

- 復学予定時期、復学見込時期を示す書類（担当指導教員または準ずるものからの説明書等）

【配偶者が就労・就学中ではない場合】

- 配偶者の非課税証明書（現在は無職であるが、前年に所得がある場合には退職証明書等もあわせて提出する）及び、本支援を必要とする理由の具体的な説明

利用後の手続き

- 1) 利用月の月末までに、支払申請書（別添資料2）を記入し、ベビーシッター事業者利用契約書の写し（注）と共にダイバーシティ推進室へ提出する。ただし、月末利用などの事情により提出が遅れる場合も受け付けるので、その際はできるだけ速やかに提出すること。

（注）ベビーシッター事業者利用契約書は初回利用時また事業者変更の際に提出すること。

- 2) 一時保育場所、またはベビーシッター業者から、利用月ごとに領収書原本（別添資料3参照）を受領し、利用月の翌月5日まで（業者の発行が間に合わない場合は翌々月5日まで）にダイバーシティ推進室へ郵送または持参して提出する。デジタル領収書も可とするが、その場合は印刷して提出すること。利用時間が授業・研究時間外の場合

合は、証跡もあわせて提出する。

(例) 研究会、学会参加書写し 等

＊領収書は、申請者本人を宛先とするものを提出してください。特段の事情により困難な場合には事前にダイバーシティ推進室に必ず相談をするようにしてください。

3) 配偶者の病気入院等により、本サービスを利用した場合は、証跡を提出すること。

(例) 入院手続き書類、診断書、通院時の領収書の写し 等

4) 上記書類受領・確認後、1週間程度を目安に、指定の振込口座に支援金額が振り込まれる。

注意事項

- 本支援は、一橋大学後援会特定事業「育児支援基金」を財源としています。
- 寄附金額、利用人数等により、1日1回の支援金額、年間利用限度が変更になる場合がありますので、ご了承ください。変更の際は、利用中の方に適時ご連絡します。
- 本学を退学するなど、利用対象者の要件を満たさなくなったときは速やかにご連絡ください。
- 当制度の利用に当たって、不正等のルールを遵守しない行為があったときは、利用登録を取り消すことがあります。
- 支払申請書を提出した後でも、書類に不備がある場合や、対象外のサービス利用であることが判明した場合には、補助を受けることはできません。
- 登録・利用された皆様全員に、別途アンケートを依頼しますのでご協力をお願いします。

【本件担当／問合せ先】ダイバーシティ推進室

(Tel) 042-580-8730 (E-mail) gen-fr.g@ad.hit-u.ac.jp